

さいたま市学校体育施設の開放に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について（平成13年5月1日合意）第6項に規定する学校体育施設開放事業（以下「開放事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放事業の対象となる施設)

第2条 開放事業の対象となる施設は、さいたま市立小学校及び中学校の運動場、体育館その他の体育施設（以下「施設」という。）をいう。

(開放の決定等)

第3条 スポーツ文化局長（以下「局長」という。）は、市民のスポーツ及びレクリエーション活動の場を確保するため、校長と協議のうえ学校教育に支障のない範囲内で施設の開放を決定する。

2 局長は、前項の決定により施設の開放を決定したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 開放する学校（以下「開放校」という。）の名称、開放する施設

(2) 開放する日及び時間

(管理の責任等)

第4条 開放事業の総合的な管理者として、管理責任者を置く。

2 管理責任者には、局長の職にある者をもって充てる。

3 開放校の校長は、当該施設の開放時間内においては、管理上の責任を負わないものとする。

(開放事業の運営)

第5条 開放事業の企画及び運営について、学校開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託することができる。

2 前項に掲げるもののほか、開放事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(開放施設管理指導員)

第6条 運営委員会に、開放施設管理指導員（以下「管理指導員」という。）を置く。

2 管理指導員は、管理責任者の指示を受け、施設の管理及び施設を利用する者（以下「利用者」という。）の指導に当たるものとする。

3 管理指導員は、局長が委嘱し、別に定めるところによりその職務を行う。

(利用資格)

第7条 施設を利用することができる者は、市内に在住、在勤又は在学している者とする。

2 前項に掲げるもののほか、開放施設を利用することができる者は、別に定める。

(特別の設備等)

第8条 運営委員会は、開放施設等に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ局長の許可を受けなければならない。

2 局長は、前項の許可をするにあたり、その可否についてあらかじめ開放校の校長と協議しなければならない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、開放校において、次に掲げる事項を遵守するものとする。この場合において、局長は、利用者が当該事項を遵守しないときは、施設の利用を停止させること

ができる。

- (1) 施設又は設備（以下「施設等」という。）を汚損、き損、又は亡失しないこと。
- (2) 指定された場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 指定された設備以外のものを利用しないこと。
- (4) 指定された場所以外に自転車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (5) 指定された場所以外において火気を使用しないこと。
- (6) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者及び近隣住民に迷惑を及ぼさないこと。
- (8) 施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理指導員の指示に従うこと。

（損害賠償の義務）

第10条 利用者は、施設等を汚損、き損、又は亡失したときは、速やかに管理指導員にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、利用者は、故意又は重大な過失により施設等を汚損、き損、又は亡失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前のさいたま市学校施設の開放に関する規則（平成13年教育委員会規則48号）によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。